

パリポリくんバス北東・南西ルートダイヤ改正について

○経緯・背景

- 働き方改革関連法 年間時間外労働時間上限 960時間に制限 自動車運転業務（バス、トラック、タクシー）にも適用
- 長時間労働が常態化している自動車運転業務の労働環境の改善を目的に「労働時間等の改善の基準」を改正

	現 行（R 6. 3 まで）	改正後（R 6. 4 から）
1 日の拘束時間 （始業から休憩を含む終業時間の合計）	原則 1 3 時間、最大 1 6 時間	原則 1 3 時間、最大 1 5 時間
1 日の休息時間 （終業から次の始業までの時間）	継続 8 時間以上必要	継続 1 1 時間以上確保を基本、 9 時間を下回らない

○パリポリくんバス北東・南西ルート運転士の拘束・休憩時間

- 北東ルート 3台/日 49便/日 、 南西ルート 4台/日 46便/日
- 拘束時間 15時間18分、休憩時間 8時間42分 勤務あり → 改正後基準を満たさない

○運行委託事業者（東武バスグループ）運転士の充足状況

- 必要人数 1,400名 運転士数 1,300名（-100名）平均年齢52歳と高齢化が進んでいる

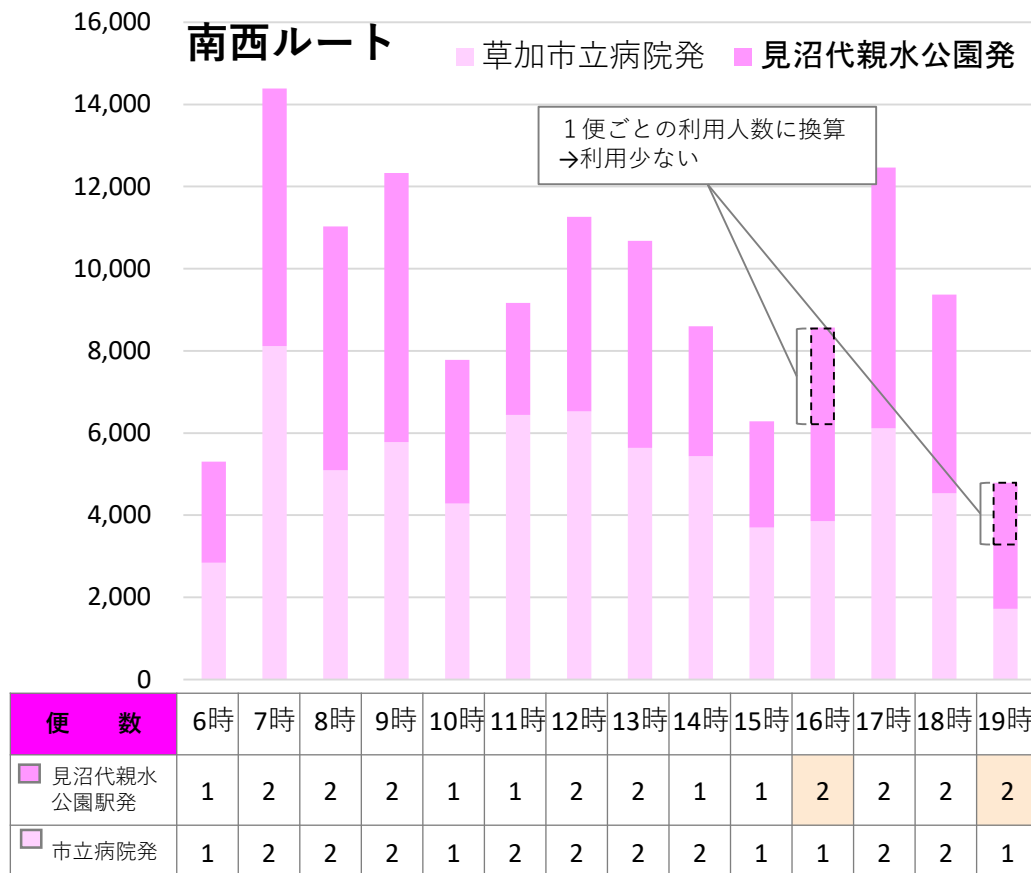
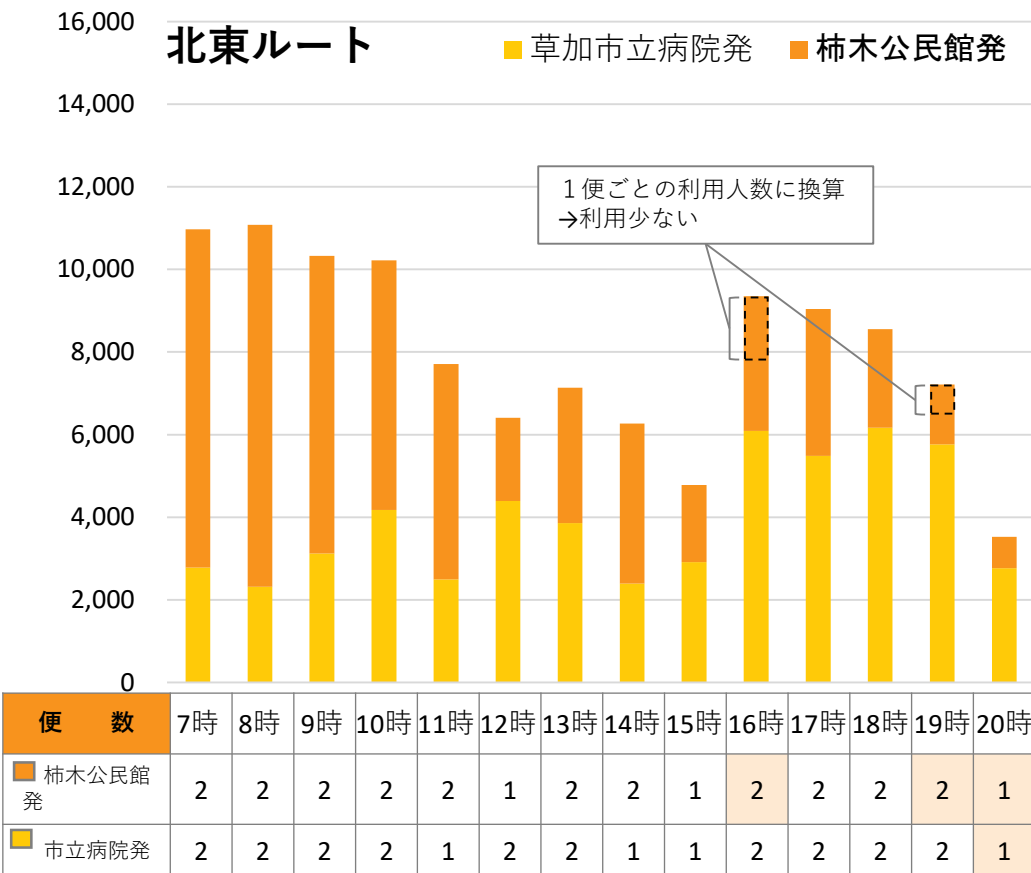
- 路線バスでは各系統の利用状況に応じて、ダイヤ改正を進めている
- 改正後基準に合わせ運転士を増員するのは困難

- 北東・南西ルートについても、利用の多い便を維持し運行継続していくため、全体のダイヤを調整

北東ルート 49便/日→45便/日（-4便） 南西ルート 46便/日→44便/日（-2便）

利用状況について

○時間帯毎の利用人数（令和5年4月～12月計）



朝（7～10時）：通勤通学等、柿木公民館発の利用が多い
 日中（12～15時）：買い物等での利用が一定数みられる
 夕方（16～18時）：市立病院発は通勤通学等での利用がみられるが、柿木公民館発の便は1便当たりで換算すると少ない便がある
 夜（19時～）：柿木公民館発の便を中心に利用が少ない

→19,20時台の夜間の便、16時台の利用の少ない便を調整

朝（7～9時）：通勤通学等での利用が多い
 日中（11～14時）：買い物等での利用が一定数みられる
 夕方（16～18時）：17時台の利用が多い
 16時台の見沼代親水公園駅発の便は1便当たりで換算すると利用が少ない
 夜（19時～）：見沼代親水公園駅発の便を中心に利用が少ない

→19時台の夜間の便、16時台の利用の少ない便を調整

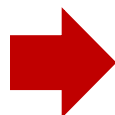
ダイヤ改正の概要（北東ルート）

<変更前>

赤字：減便

<変更後>

時刻	草加市立病院発	柿木公民館発
7	15 55	10 35
8	20 45	00 40
9	25 50	05 30
10	15 55	10 40
11	45	00 40
12	25 50	30
13	15 55	10 35
14	45	00 40
15	25	30
16	15 55	10 35
17	20 45	00 40
18	25 55	05 30
19	15 55	10 40
20	45	00
	24便	25便



時刻	草加市立病院発	増減	柿木公民館発	増減
7	15 55		10 35	
8	20 45		00 40	
9	25 50		05 30	
10	20		10 40	
11	05 55		10 50	
12	35 55		40	
13	25		20 45	
14	10 55		10 55	
15	45		45	
16	15 55		30	-1
17	20 50		05 40	
18	25 55		05 35	
19	25 55		10	-1
20		-1		-1
計	23便	-1	22便	-3

ダイヤ改正の概要（南西ルート）

<変更前>

赤字：減便

<変更後>

時刻	草加市立病院発	見沼代親水公園駅発
6	30	30
7	00 30	00 30
8	00 30	00 30
9	00 30	00 30
10	30	30
11	00 30	30
12	00 30	00 30
13	00 30	00 30
14	00 30	30
15	30	30
16	30	00 30
17	00 30	00 30
18	00 30	00 30
19	30	00 30
	23便	23便



時刻	草加市立病院発	増減	見沼代親水公園駅発	増減
6	30		30	
7	00 30		00 30	
8	00 30		00 30	
9	00 30		00 30	
10	30		30	
11	00 30		30	
12	00 30		00 30	
13	00 30		00 30	
14	00 30		30	
15	30		30	
16	30		30	-1
17	00 30		00 30	
18	00 30		00 30	
19	00		00	-1
	23便	0	21便	-2

今後のスケジュール

令和6年	2月2日	草加市地域公共交通会議にて本改正について協議
	2月上旬	協議が調ったことの証明書を作成、事業者に交付 事業者から関東運輸局へ、事業変更認可申請
	3月頃	市民・関係機関に周知（広報、HP等）
	4月～	認可申請許可、改正ダイヤでの運行実施